

可児市農業委員会第12回農業委員会総会議事録

開催日時	平成29年11月2日(木)午後1時30分から3時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 堀部 建樹、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第57号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第58号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第59号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第60号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見に ついて 第61号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対 する決定について 第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計 画案に対する意見について
議長	平成29年第12回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共 に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の欠席委員は、0名であり、只今の出席委員は14名で、定足数に達し ております。 また、推進委員の欠席委員は、0名であり、出席委員は9名です。 これより、平成29年第12回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のと おりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は議長において、10番續 木明彦委員、12番高木伸敏委員の両名を指名します。 日程第2、議案第57号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有 権移転申請に対する許可について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願 いします。
事務局	議案第57号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請 に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移

転が2件、贈与による所有権の移転1件の、合計3件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の塩河の方と、譲受人の七宗町の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字岡本外8筆、地目は田と畑で、田は農振農用地区域内の農地が3筆で面積は合計1,226㎡、畑は農振白地の農地が6筆で面積は合計2,073㎡、合わせて3,299㎡です。

譲受人は、七宗町に所有する農地を耕作していますが、普段は可児市で勤務していることから、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。

譲受後の耕作面積は水稲4,547㎡、野菜が3,035㎡、合計7,582㎡となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の坂戸の方と、譲受人の坂戸の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字宮浦、地目は畑、面積は104㎡で、農振白地の農地です。

譲受人は、土木建築業を営む傍ら、白川町で父の所有する農地の耕作を手伝っていますが、自宅に近い申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。

譲受後の耕作面積は水稲1,674㎡、野菜が2,650㎡、合計4,324㎡となります。

受付番号3の案件は、譲渡人の塩河の方と、譲受人の愛知県江南市の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字西洞外1筆、地目は田で、面積は合計4,037㎡で、農振農用地の農地です。

譲受人は、兄が所有する農地の耕作を手伝っていますが、兄が高齢で耕作が困難となったため、申請地を取得して耕作するとなっています。譲受後の耕作面積は水稲4,037㎡となります。

受付番号1から3の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。
受付番号1、久々利をお願いします。

高木委員 受付番号1について、12番高木が報告します。

譲受人は、七宗町に所有する農地を耕作していますが、普段は可児市で勤務していることから、申請地を取得して経営規模の拡大を図るという計画です。問題ないと思います。

議 長 受付番号2、坂戸をお願いします。

日比野委員 受付番号2について、6番日比野が報告します。

現在は畑の状態ではなく、資材置場になっておりますが、事務局の説明によりますと、譲受人が整備し畑にするということです。

議 長 受付番号3、塩河をお願いします。

長谷川委員 受付番号3について、推進委員4番長谷川が報告します。

譲受人が江南市の方なので、耕作ができるのかどうか不明です。所有権としては問題ないと思いますが、水利管理の問題で、江南市で遠いということで、地元としては大変かなあという気がします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員、どうぞ。

大澤委員 受付番号1についてお尋ねします。とてもいいことですので、反対をするわけではないですが、現地確認されたときにその土地は、耕作されていなかったか。

高木委員 田は耕作されていましたが、畑は草が生えていました。

大澤委員 譲受人が耕作されるということであれば、とてもいいことだと思います。

議長 そのほか、ご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 日程第2 議案第57号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第58号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第58号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は4件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の久々利の方が、給排水設備工事事務所・駐車場・資材置場の敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字八幡前、地目は田で、面積は413㎡、農振白地の農地で、申請地の北側と東側は道路に沿った水路、西側は申請者の宅地、南側は田と水路となっており、許可後2ヶ月以内までの計画としての申請です。

転用事由としまして、西側に隣接する宅地からプレハブ事務所を移設し、駐車場及び資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、概ね10ha以上の一団農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はありとなっておりますが、清掃用ビニマスを取り付け、VU管を配管することで耕作者の承諾書を得ていることから、特に支障になることはないと思われまます。

受付番号2の案件は、申請人の下恵土の方が、共同住宅1棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高田、地目は田で、面積は653㎡、農振地域外の農地で、申請地の北側は田、西側は道路、東側は用悪水路、南側は田となっており、許可後平成30年3月31日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、共同住宅1棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとな

っていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、申請人の今渡の方が、店舗併用住宅の自家用駐車場として整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑で、面積は合計172㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は一体利用する申請者の宅地となっております。

転用事由としまして、北側に隣接する店舗兼用住宅の自家用駐車場を整備するとの計画であります。

なお、申請人より、農地法の許可を受けずに自家用駐車場として利用していることから、始末書が添付されており、追認許可を求めるものです。

農地転用許可区分は、近隣商業地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、申請人の今渡の方が、貸家5棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字上ノ畑外1筆、地目は田と畑で、面積は合計937㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は申請者の畑、南側は申請者の宅地、北側は畑と宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、貸家5棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自己用排水管を通じて公共用水域へ、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっております、特に支障になることはないと思われます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長
事 務 局

事務局どうぞ。

受付番号1について、補足説明をさせていただきます。資料では立地基準判定が1種になっており、基本的に許可は下りないのですが、例外規定がありまして、近隣に居住する方に必要な施設である、この場合は事業所とそれに付随する施設ということで必要な施設ということと、集落に接続しているという案件を満たしているかということで、この辺は一体で集落を形成しておりますので、二つの要件を満たすことから1種農地で基本的に不許可となるところなのですが、例外規定を持って許可相当となるということで資料を作っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長
高 木 委 員

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の発言をお願いします。

受付番号1、久々利をお願いします。

受付番号1について、12番高木が報告します。

事務所、駐車場、資材置場を整備するという申請です。先ほど事務局から説明がありましたが、一般基準判定は配管と溜め枘を設置することで、問題ないと思います。

議 長

受付番号2、下恵土をお願いします。

可児(勉)委員 受付番号2について、3番可児が報告します。

共同住宅を建築するという申請です。先ほど事務局から説明がありましたが、一般基準判定は全てクリアされており、住宅地に変わっても問題ないと思います。

議長 受付番号3、4今渡をお願いします。

浅野委員 推進委員1番浅野が報告します。

受け番号3ですが、店舗兼用住宅の自家用駐車場として整備するという申請です。上下水道は接続不要、雨水は自然浸透です。問題ないと思います。

議長 続きまして受付番号4ですが、貸家5棟を建築するという申請です。上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、雨水は自己用配水管で流します。問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第3、議案第58号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第59号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権移転11件と、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件の合計14件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の福島県双葉郡富岡町の方と、譲受人の瀬田の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が土木建築業資材置場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字八反田、地目は田、面積は871㎡、農振白地の農地で、申請地の東側は宅地と田、南西側は可児川の堤防、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が、土木建築業資材置場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一团農地であることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があり、土地改良の同意があります。

雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。なお、現地確認の際に、北側にあります排水路、東西に走っております排水路の確保についてはどうかというお尋ねがございましたが、現地につきましては埋めることなくそのまま残すということですので、排水に影響はないと思われます。

受付番号2の案件は、譲渡人の塩河の方と、譲受人の七宗町の方との間における売買に

よる所有権の移転で、譲受人が土地家屋調査士事務所駐車場として整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、久々利字北町外1筆、地目は田、面積は合計165㎡。農振白地の農地で、東側は道路、譲渡人の田、南側は田、北側は譲渡人の宅地となっており、許可後3ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が土地家屋調査士事務所駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、国保久々利診療所まで470m、久々利保育園まで470mとなっていることから、第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号3の案件は、譲渡人の塩河の方外1名と、譲受人の愛知県江南市の方との間における贈与による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅の庭・家庭菜園を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字勇吉屋敷、地目は田と畑、面積は合計252.73㎡、農振地域外の農地で、申請地の北東側は譲渡人の宅地、南東側は譲渡人の原野、南西側は道路、西側は畑となっております。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅の庭・家庭菜園を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者の同意書があり、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。なお、本案件は、農地法の許可を受けずに転用していたため、譲渡人の始末書が添付されております。

受付番号4の案件は、賃貸人の土田の方と、賃借人の東京都港区の法人との間における賃借権の設定で、賃借法人が自動車用機器製造業の従業員駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字井ノ鼻、地目は畑外4筆、面積は合計903㎡、農振地域外の農地で、申請地は周囲を道路に囲まれている土地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借法人が自動車用機器製造業の従業員駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の一団農地であることから、第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号5の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間にお

る売買による所有権移転で、譲受人が住宅分譲2棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字渡外4筆、地目は畑、面積は合計584㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は譲渡人の畑、南側は譲渡人などの畑、北側は畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が住宅分譲2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は道路側溝に排水、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。なお、現地確認の際に、隣地の建築資材などが置いてあったことから、始末書が添付されております。

受付番号6の案件は、貸人の土田の方と、借人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、共同住宅2棟を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大池外3筆、地目は田、面積は合計1697㎡、農振地域外の農地で、申請地の北側は道路と田、南側は水路、西側は田、東側は水路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、父である貸人の所有地に使用貸借権を設定し、借人が共同住宅2棟建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は市の排水路に放流、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、事業計画変更受付番号1と同時申請となっております。

受付番号7の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人11区画の宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井の一部、地目は畑、面積は、4,156㎡のうち2,950㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は譲渡人の畑、南側は道路、北側は水路となっており、許可後平成30年4月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が11区画の宅地分譲をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があり、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号8の案件は、譲渡人の東帷子の方と、譲受人の名古屋市中区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸店舗弁当店を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、帷子新町三丁目、地目は畑、面積は 323 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路、南西側は雑種地、北西側は宅地と雑種地、北東北側は雑種地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が貸店舗弁当店を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 2 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 9 の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が 3 棟の分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字清水、地目は畑、面積は 542 m²、農振地域外の農地で、申請地の北側と東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は道路となっており、許可後平成 30 年 4 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が 3 棟の分譲住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 10 の案件は、貸人の今渡の方と、借人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 255 m²、農振地域外の農地で、申請地の北側と西側は道路、東側と南側は貸人の農地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、父である貸人の所有地に使用貸借権を設定し、借人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。

受付番号 11 の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 337 m²、農振地域外の農地で、申請地の東側と南側は譲渡人の畑、西側と北側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は道路側溝に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号12の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の恵那市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が1区画の宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字池下、地目は畑、面積は263㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は一体利用する雑種地、南側は道路、西側は道路に沿った水路、北側は国道となっており、許可後2ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が隣接雑種地を一体利用して1区画の宅地分譲をするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、土地改良の同意があり、雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号13の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が4区画の宅地分譲をするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字住吉浦外1筆、地目は田、面積は合計で1,038㎡、農振地域外の農地で、申請地の東側は道路に沿った水路、南西側は宅地、北西側は水路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人が隣接道路を一体利用して4区画に宅地分譲し、一部を開発道路とする計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。

農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号14の案件は、譲渡人の広見の方と、譲受人の川合の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が貸駐車場を整備するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字下巾、地目は畑、面積は99㎡、農振白地の農地で、申請地の東側と南側は道路、北側は宅地、西側は畑となっており、許可後1ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が隣接宅地と一体利用して貸駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化の状況から3種になることが見込まれる概ね10ha未満の

一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。
受付番号1、広見をお願いします。

溝口(知)委員 受付番号1について、推進委員9番溝口が報告します。
この土地は農業水路が一番終末になっており、これから可児川に落ちて終わるという感じ

議 長 受付番号2、久々利をお願いします。
高木委員 受付番号2について、12番高木が報告します。
土地家屋調査士事務所の駐車場として整備するという申請です。立地基準判定、一般基準判定とも、問題ないと思

議 長 受付番号3、塩河をお願いします。
長谷川委員 受付番号3について、推進委員4番長谷川が報告します。
家庭菜園として整備するという申請です。上下水道、農業用水への影響もなく、問題ないと思

議 長 受付番号4から7まで土田、順次をお願いします。
井藤委員 4番井藤が順次報告します。
受付番号4ですが、駐車場を整備するという申請です。一般基準判定はクリアされており問題ないと思

います。続きまして、受付番号5ですが、分譲住宅を建築するという申請です。一般基準判定はクリアされており問題ないと思

います。続きまして、受付番号6ですが、1年前ぐらい前に転用許可が下りていましたが、貸住宅としては採算が合わないということで、住宅1棟から2棟に今回計画を変更し、事業変更受付番号1と同時に申請されました。

続きまして、受付番号7ですが、11区画に宅地分譲するという申請です。上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ放流ということで、問題ないと思

議 長 受付番号8帷子をお願いします。
勝野委員 受付番号8について、5番勝野が報告します。
区画整理された土地で問題ないと思

議 長 受付番号9下恵土をお願いします。
可児(勉)委員 受付番号9について、3番可児が報告します。
分譲住宅を建築するという申請です。何年か前に転用許可が下りている土地ですが、現状は畑のままで今回、事業変更受付番号2と同時に申請されました。問題ないと思

議 長 受付番号 10 から 13 まで今渡、順次お願いします。
 浅野委員 推進委員 1 番浅野が報告します。
 受付番号 10 ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ放流します。問題ないと思います。
 続きまして、受付番号 11 ですが、一般個人住宅を建築するという申請です。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ放流します。問題ないと思います。
 続きまして、受付番号 12 ですが、宅地分譲するという申請です。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ放流します。問題ないと思います。
 続きまして、受付番号 13 ですが、宅地分譲するという申請です。上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ放流します。事業変更受付番号 3 と同じ内容の土地ですが、車止めがあり通り抜けることができません。1,000 m²を超える土地ですので、一体利用して道路を使用するためにも車止めの撤去をお願いしたいと思いますが、事務局どうですか。

議 長 事務局、お願いします。
 事務局 南東側の道路につきましては、開発の関係で道路を拡幅しまして整備するという事になっております。浅野委員が言われました、北側の車止めの件は開発のエリア外になりますので、車止めを外すというのはこの開発ではできないと考えております。

議 長 受付番号 14 川合お願いします。
 大澤委員 受付番号 14 について、2 番大澤が報告します。
 板金業の駐車場として整備されるということです。荒れた土地が綺麗になり駐車場として整備されれば、いいのではないかと考えております。

議 長 只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。
 山田委員、どうぞ。

山田委員 事務局にお尋ねします。
 受付番号 1 についてですが、計画図が再提出されたのですか。

事務局 北側の水路について発言した件ですが、現地確認の際に指摘されたことにつきまして、譲受人側に事務局から電話確認したところ、口頭で埋めていないという回答をいただきました。

山田委員 口約束で大丈夫ですか。計画図とか図面が出されていないわけですね。工事の最終確認した結果、法務局への登記は不動産並びに業者の土地現況確認書があるわけでしょ。計画通りされたかどうかは、後、フォローしないと分からないわけですね。事務局がそれをやってもらえますか。我々の担当部分なのでやりますが、実際計画図通りやれたかどうか、フォローがいるわけでしょ。法務局に登記する際には、必ず土地現況確認書が必要ですか。

事務局 もともとのご指摘がありましたことが一番の原因だと思いますので、土地利用計画図そのものを補正してもらい、ここに水路を残すということを明示していただくように変更をかけたいと思いますがいかがでしょうか。

山田委員 それで、結構です。図面なりの形を出していただきたいです。
 法務局へ登記する際には、必要ですか。

事務局 全案件、求められているわけではないので、法務局側はなくても認めている可能性はあります。場合によっては、法務局の方が現地を見られることもありますので、それをもって確認しているケースもあると思います。

議長 そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。

日比野委員 日比野委員、どうぞ。

日比野委員 受付番号2ですが、調査士事務所の駐車場ということですが、調査士事務所はこの近くにありますかということを確認したいのがひとつ、もうひとつ受付番号12ですが、今渡北小学校の一面の土地だと思いますが、農業委員会がやることではないと思いますが、市として学校用地としてこの部分が必要あるかないかということは庁内では、検討されていますか。

事務局 受付番号2についてお答えします。北側に建物が建っておりますが、譲渡人の方が持っている宅地と建物ですが、こちらを合わせて譲受されるそうで、こちらに事務所を構える予定だそうです。

日比野委員 受付番号12ですが、学校用地として必要ではないかということですが、現況としては学校用地の話はできておりませんので不要であると認識しております。

日比野委員 検討されているかどうかをお聞きしておりますが。

事務局 それについては、承知しておりません。

日比野委員 承知しておりませんでいいのですか。

事務局 今現在、話はできていないということは、検討していないと認識しております。

議長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 日比野委員さんが言ってみえるのは、私も良く分かりますが、今渡北小学校は今マンモス校で場所が足りないという悩みを持っています。近くで売り地が出たということが分かれば、農業委員会としても、教育委員会に情報提供し確認されたらどうでしょうかということだと思います。

事務局 委員の言われる通り、教育委員会に確認します。

大澤委員 事務局にお願いしますが、教育委員会に確認し、教育委員会がぜひ欲しい、検討したいと言った場合、この方に1ヶ月待ってもらい、教育委員会としてはいらないということであれば、このまま通すと判断して決定するということがいかがでしょうか。

井藤委員 水面下でいろいろなご意見があるようですし、事務局もはっきりはしていないようですので、一度保留していただき、1ヶ月の間にきちんとしていただいて答えを出したらどうでしょうか。

議長 事務局、いかがでしょうか。

事務局 事務局で話をしましたが、少なくとも譲受人と譲渡人との間での話はできているが、教育委員会の話がありましたので、方法としましては、事務局から教育委員会にこの土地が必要であるのか、買い取る気があるのか、早急に確認させていただきます。教育委員会がその気はないということであれば、このまま県に進達をしたいと思います。教育委員会が欲しいということであれば、今回の申請はなくなるよということ、教育委員会から譲受人と譲渡人に交渉をしていただき、それでもいいよということであれば、受付番号12の進達はしないという形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【異議なし】

事務局 局長 議 長

では、早急に確認させていただきます。結果は次回の総会で発表させていただきますので、お願いします。

そのほか、何か意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 受付番号 1 から受付番号 14 までで、受付番号 12 は条件付ということで、お諮りいたしたいと思います。

日程第 3 議案第 59 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。受付番号 12 の案件は、早急に解決をお願いします。

議 長 日程第 5 、議案第 60 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 60 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 3 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初計画者（承継者）は、5 条許可後に父である使用貸人の所有者に使用貸借権を設定し、共同住宅 1 棟を建築する計画でしたが、慎重に収支計画を検討したところ収支が成立しないことが判明したため、事業計画を変更することになりました。

土地の概要は、土田字大池外 3 筆、地目は田、面積は合計 1,697 m²、農振地域外の農地で、申請地の北側は道路と田、南側は水路、西側は田、東側は水路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

農地転用許可区分は、工業地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、雨水排水は市の排水路に放流、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、5 条受付番号 6 と同時申請となっています。

受付番号 2 の案件は、当初事業者は、5 条許可後に自宅を建築する計画でしたが、当時の家庭の状況により住宅を建築せず、現在の住居に住むことになりました。承継者は、全国で分譲住宅を販売しており、立地に優れた申請地で 3 棟の分譲住宅を販売するため承認を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字清水、地目は畑外 4 筆、面積は合計 542 m²、農振地域外の農地で、申請地の北側と東側は宅地、西側は宅地と畑、南側は道路となっており、許可後平成 30 年 4 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、譲受人が 3 棟の分譲住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意があります。雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、5条受付番号9と同時申請となっています

受付番号3の案件は、当初事業者の今渡の方が4条許可後に共同住宅を建築する計画でしたが、資金不足により規模を縮小しました。承継者である恵那市の方は、売買により申請地を取得して、2区画の宅地分譲をするため承認を求めるものです。

土地の概要は、今渡字住吉浦、地目は田、面積は537㎡、農振地域外の農地で、申請地の北西側は当初事業者の宅地、北東側は道路、南西側は田、南等側は水路となっており、許可後から2ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、2区画の宅地分譲をするとのこと

です。農地転用許可区分は、準工業地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地所有者への説明は済ませており、土地改良の同意が有ります。雨水排水は道路側溝へ放流、上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続。

農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

井 藤 委 員

受付番号1について、4番井藤が報告します。

先ほど、5条受付番号6でお話しました案件の事業変更です。雨水排水は市の排水路へ、上下水道は前面道路の整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はありません。隣地に対しても、説明済です。

議 長

受付番号2下恵土をお願いします。

可児(勉)委員

受付番号2について、3番可児が報告します。

先ほど、5条受付番号9でお話しましたが、転用理由は事務局から説明があった通りです。昭和48年頃許可されましたが、変更があったということです。問題ないと思います。

議 長

受付番号3今渡をお願いします。

浅 野 委 員

受付番号3について、推進委員1番浅野が報告します。

先ほど、報告しました5条受付番号13の隣の土地です。宅地分譲するという申請です。上下水道は、前面道路に整備済みの埋設管に接続、雨水排水は道路側溝へ放流。問題ないと思います。

議 長

只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

日比野委員、どうぞ。

日 比 野 委 員

受付番号1ですが、議案書の譲渡人と説明資料の譲渡人の名前が違ってきますし、説明資料の譲渡人と譲受人同じですが、これでいいのですか。

事 務 局

資料の標記が良くないのですが、当初事業者と承継事業者が同じ方ということで、渡人と受人という表示が良くないのですが、父が持っている土地に、使用貸借権を設定して使うということで、事業者としては変わっていないという表示ですので見出しを読み替えて

いただければということで、当初事業者と承継事業者が同じということでご理解いただければと思います。

議 長 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 事務局にお尋ねします。受付番号3ですが、当初事業者の方が共同住宅を建築するという許可を受けていて、資金不足のため規模を縮小して実施したということですが、残った所を事業承継者に売るのはですか。売買して売るというのは、事業変更ですか。所有権移転はどうなるのですか。

事務局 所有権移転も売買ですので行います。

大澤委員 事業変更は事業の目的を変更するだけであって、所有権移転というのは5条申請しなくていいのですか。所有権移転も事業変更で認めて下さいというように、簡単に終わってしまうのですか。

事務局 県からの提示されている手引きによりますと、農地性を有している場合については、5条申請が別途いるということですが、農地性がない場合は事業計画変更のみでいいと示されておりますので、今回の場合は事業計画変更のみでいいと解釈しております。

大澤委員 ということは、現況が農地でなければ5条申請は省略していいという解釈でよろしいですね。

事務局 過去に許可を受けた土地であれば、その通りです。

大澤委員 はい、分かりました。

もうひとついいですか。先ほど、浅野委員がご心配しておりました、5条受付番号13で言われました車止めの件につきまして、農業委員会で話が出たことを開発担当者に、事務局から伝えてもらえませんか。

事務局 ご意見、いただいたということは開発担当部局及び関係部局に伝えたいと思います。

議 長 そのほか、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第60号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第61号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第61号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます。今月は4件の申請があります。

受付番号1の案件は、今の方が所有する畑です。

土地の概要は、今字唐沢外1筆、地目は畑、面積は合計461㎡です。昭和50年頃まで耕作していましたが、昭和50年頃に車庫及び物置を建築し、現在に至るとのことです。

今回、非農地申請を行うものです。

受付番号2の案件は、塩河の方が所有する畑です。

土地の概要は、久々利字向唄、地目は畑、面積は8.44㎡です。昭和57年頃まで耕作し

ていましたが、昭和 57 年に建設省が河川改修用地として買収した狭小な残地で、原野化しており現在に至るとのことです。今回、非農地申請を行うものです。

受付番号 3 の案件は、坂戸の方が所有する畑です。

土地の概要は、坂戸字落田、地目は畑、面積は 20 m²のうち 6 m²です。昭和 58 年頃まで耕作していましたが、昭和 58 年の土地改良による換地後に公衆用道路として使用されています。残りの部分と東側に隣接する坂戸字落田は、平成 29 年 9 月 8 日付けで分譲住宅として 5 条許可済みですが、公衆用道路となっている今回申請の部分については、許可を受けていません。長期間にわたって道路であるため、現状に合わせた地目に変更することが適正であり、売買にあたって事業者がいったん取得した後に市に寄付されますが、農地のままでは寄付を受けることができませんので、地目が農地で無いことが必要となります。このことから、今回、非農地申請を行うものです。

受付番号 4 の案件は、東帷子の方が所有する畑です。

土地の概要は、帷子新町三丁目、地目は畑、面積は 278 m²です。平成 4 年頃まで耕作していましたが、平成 8 年 8 月 1 日から貸駐車場として使用しています。今回、非農地申請を行うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員から、発言をお願いします。

受付番号 1、今お願いします。

鈴木(啓)委員 受付番号 1 について、8 番鈴木が報告します。

現地確認しましたが、農地から車庫及、物置が建設されて 42 年ほど経過しております。また、相続されてからも 23 年ほど経っております。コンクリートが打ってありシャッター付ですので、農地に復帰する状態ではありません。

議 長 受付番号 2、久々利をお願いします。

高木委員 受付番号 2 について、12 番高木が報告します。

河川工事で余った土地で 8.44 m²という小さな土地です。問題ないと思います。

議 長 受付番号 3、坂戸をお願いします。

日比野委員 受付番号 3 について、6 番日比野が報告します。

ほ場整備をやったときに道路として区域の中に入れてやらなくてはいけなかったような気がしますが、分譲住宅の測量のときに調査士が調査したところ、畑のところ、現況は道路敷になってしまっており、分譲住宅の業者が市に寄付するという手続きのための申請です。

議 長 受付番号 4、帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号 4 について、5 番勝野が報告します

耕作放棄地だった土地に採石を入れ、平成 8 年から駐車場として使用していたということです。所有者は、農地転用の必要があることを知らなくて現在に至るとのことです。事務局に聞いたところ、20 年以上駐車場で使っている場合は、非農地申請で対処しているということでした。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

奥村委員、どうぞ。

奥村(武)委員 受付番号 1、4 についてですが、非農地化した後は宅地になるのか雑種地になるのか知

事務局長 見て見れば教えて下さい。

事務局長 受付番号1については、隣の本宅と一体化しておりますので、おそらく宅地であろうと考えられます。

事務局長 受付番号4の駐車場につきましては、基本的には雑種地になるかと思いますが、どちらも、事務局が決定することではないので、推測ということでお聞きしていただきたいと思っております。

大澤委員 そのほか、何かご意見、ご質問等はございませんか。

大澤委員 大澤委員、どうぞ。

大澤委員 受付番号4についてですが、区画整理地内ですので宅地なり雑種地になるのは問題ないと思っております。以前お尋ねしたことがあります、20年待っていれば必ず、非農地証明で全部認めていかれるのですか。というのは、非農地証明だと始末書がいらぬですね。

事務局長 5条だと始末書を添付して転用しますよね。そうすると、18年ぐらいになったら、もう2年待っておれば、非農地証明で通るということになってしまうのですが、どうなのでしょう。20年で切っ飛ばして非農地証明で通して行くということでもいいのでしょうか。

事務局長 委員の言われる通りですが、原則的には許可を求めるのが本来であるのは変わらないです。但し、20年という長期間に渡って現状がたとえば宅地であるとか、駐車場であるとかが続いている場合には、そこから農地に復元するのは事実上不可能ということもありまして、簡略化した非農地証明という手続きになっております。ですので、区分けとしては20年を一つの目安としてそれ以上であれば非農地証明、それよりも短ければ原則通り農地転用許可を受けていただくということかと思っております。20年は可児市が定めているのではなく、県と言いますか公に一般的に20年という区分けがされておりますので、その基準に準じて可児市も20年ということに切らせていただいております。ただ、山林原野化につきましては、例えば、竹林になったとかという場合には20年という年限は設けずに農地としての復元は不可能ということであれば、短い年数でも認めていただいております。

議長 よろしいですね。そのほか、何かご意見、ご質問等はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 日程第6議案第61号、「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、本案件については、これを証明し、受付番号1については、県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおりこれを証明し、受付番号1については県に進達することに決しました。

議長 日程第7、議案第62号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第62号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

事務局 今回の利用権の設定内容は、使用貸借11件、地目は田で合計26筆、面積は計19,926

m²の集積となります。

受付番号 1 から 9 は、借人が同じなので、まとめて説明します。

貸人の今の方外 8 名と借人の岐阜市藪田南の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、今字池下外 23 筆、地目は田、面積は合計 18,880 m²、新規設定 9 件で、平成 39 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 10 は、貸人の多治見市の方と借人の下切の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下切字的場下番、地目は田、面積は合計 448 m²、再設定 1 件で、平成 34 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 11 は、貸人の下恵土の方と借人の下恵土の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字宮前、地目は田、面積は合計 598 m²、新規設定 1 件で、平成 34 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 7 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり、承認し、市長宛てに報告することに、決定しました。

議 長 日程第 8、議案第 63 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 63 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見についての内容を説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第 62 号において、農業経営基盤に対して決定され、権利設定された土地について、大森に事務所がある農業生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、今字池下外 23 筆、地目は田、面積は合計 18,880 m²、新規設定 24 筆で、平成 29 年 12 月 28 日から平成 39 年 12 月 27 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
日程第 8、議案第 63 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

議 長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 29 年第 12 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

協議・報告事項

1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

届出者 4 名

田 5 筆 面積 3,845 m² 畑 10 筆 面積 1,685 m²

合計 15 筆 面積 5,530 m²

2. 農地現況調査について

3. 今後の日程

①地域別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会

11 月 17 日（金）午後 1 時から午後 4 時

②可茂地域市町村議会議員研修会

11 月 24 日（金）午後 1 時から午後 3 時

③現地確認 11 月 30 日（木）

④全国農業委員会会長代表者集会

11 月 30 日（木）

⑤平成 29 年第 13 回総会

12 月 5 日（火）午後 1 時 30 分から

⑥平成 30 年第 1 回総会（1 月 5 日（金）の開催日を変更）

1 月 9 日（火）午後 3 時 30 分から